

ひめネット（検）第18号
2020（令和2）年8月5日

〒770-8648

徳島県徳島市富田浜1丁目41番地
株式会社徳島大正銀行
代表取締役頭取 板東豊彦 殿

〒790-0952

松山市朝生田町七丁目2番22号 大興ビル305号
特定非営利活動法人えひめ消費者ネット
理事長 野垣康之

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども、えひめ消費者ネット（以下「当NPO法人」といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題の専門家などから構成されているNPO法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体でもあります。詳しくは、同封のリーフレットをご覧ください。

この度、貴行のカードローンである「徳島大正銀行 Sasa っとカードローン契約規定」を拝見したところ、相続の開始があったときに、期限の利益を喪失する旨の条項がありました。当NPO法人では、当該条項は、消費者契約法第10条に抵触する可能性が高いと考えておりますので、同法第12条に基づき下記のとおり是正を申入れます。

つきましては、本件申入れに対する文書による回答を、令和2年9月10日までに、当NPO法人にお送りください。

お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、金融機関が販売しているカードローンにおける同義の内容を有する契約条項については、全国の適格消費者団体から銀行に対して数多くの申入れがされ、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行をはじめ多くの銀行で同条項が既に削除されております。また、当NPO法人が四国内の銀行について確認を行ったところ、本年5月末時点で同条項を定めている銀行は8行中3行であったことも申し添えます。

本件につきましては、申入れの内容、貴行からの回答の有無、回答の内容等を適宜公表します。また、当NPO法人は、消費者契約法第23条4項に基づき、申入れの内容・経過・結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、同法39条に則り公表を行う場合がありますので、悪しからずご了承ください。

敬具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階 野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277

記

【申入れの趣旨】

「徳島大正銀行 Sasa つとカードローン契約規定」のうち、
第 12 条（期限前の全額返済義務）
1. (7)相続の開始があったとき
の条項の削除を求めます。

【申入れの理由】

1. 当 NPO 法人が削除を求める、「徳島大正銀行 Sasa つとカードローン契約規定」第 12 条（期限前の全額返済義務）1. (7)は、「相続の開始があったとき」には、「銀行から通知・催告がなくても、借主はこの契約による債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済する」旨（以下「本件条項」といいます。）を定めています。
2. 消費者契約法第 10 条は、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とすると定めています。
3. 民法は期限の利益について、第 136 条 1 項において、期限の利益は債務者のためにあると定め、同 137 条に期限の利益を喪失する場合を定めていますが、「相続の開始のあったとき」は期限の利益の喪失事由とされていません。また、同条が定める期限の利益の喪失事由はいずれも債務者が債務を履行できない蓋然性が高い場合であって、しかも債務者にその責がある場合ということができますが、債務者に「相続の開始があった」ことにより債務を履行できない蓋然性が高まるとは必ずしもいえず、また「相続」は債務者の責によるものではありません。このように、「相続の開始のあったとき」を期限の利益の喪失事由とすることは、民法 136 条 1 項、同 137 条の任意規定と比べて消費者である債務者の義務を加重するものといえます。
4. また民法は、相続の効力について、第 896 条において、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する、と定めています。そうであれば、相続の場合、被相続人のカードローン債務は、期限の利益がある債務として承継されるはずです。ところが、本件条項は、「相続の開始があったとき」に、一律に期限の利益を失わせる条項であり、民法 896 条に比して消費者の義務を加重しているものといえます。
5. 本件条項が適用された場合、相続した債務について分割であれば支払えるが一括の返還が困難な場合には、相続人は非常に不利益な立場に置かれます。例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産がない相続人が銀行から全額返済を迫られた場合、相続人は相続放棄ないし限定承認をせざるを得ない場合もあり、相続人が住んでいる建物を追われることも考えられます。また債務について銀行の保証会社が代位する場合は、銀行所定のカードローンの利息よりも高い遅延損害金を支払わなければならぬのが通例です。貴行は保証により保証会社から全額返済を受け、貸し倒れというリスクを回避できるのに対し、相続人は保証会社に対して一括返済

することになり、また分割返済の交渉をしている間も利息より高い遅延損害金を加算されることが通例であり、相続人には不利な交渉及び債務内容となります。このように、「相続の開始があったとき」のみで期限の利益を失わせる条項は、貴行には民法の規定以上の利益があり、カードローン利用者である相続人（消費者）には多大な不利益を与えるということから、信義則（民法第一条第二項）に反して消費者の利益を一方的に害するものであるといえます。

6. 従って、本件条項は、民法の規定に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項委であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法第10条に該当し、無効であるので、削除を求めるものです。

以上

消費者契約法

第十条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関する規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

民法

（期限の利益およびその放棄）

第136条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

（期限の利益の喪失）

第137条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。